

新居浜工業高等専門学校研究生規則

昭和 57 年 4 月 26 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第 49 条第 2 項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の能力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学の出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、入学の 2 週間前までに、校長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

(入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

2 入学の許可に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(指導教員)

第 6 条 研究生に対しては、指導教員を定める。

(研究期間等)

第 7 条 研究生の研究期間は、原則として 6 か月又は 1 か年とする。

2 研究生が研究期間の延長を希望する場合は、その理由を付して校長に願い出て許可を受けなければならない。

3 研究生が研究期間中やむを得ない理由で研究を中断する場合又は研究を中止する場合は、校長の許可を受けなければならない。

第 8 条 研究生は、指導教員の指導により、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

第 9 条 研究生が他の業務に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(研究報告書)

第10条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第11条 検定料，入学料及び授業料の額は、それぞれ、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定める額とする。

2 既納の検定料，入学料及び授業料は返還しない。

第12条 研究生の授業料は、所定の期日までに、在学期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、在学期間が6か月を超える場合には、初めの6か月とこれを超える期間に分けて、それぞれ、当該期間に係る額を納付することができる。

2 授業料を納付しない者は除籍する。

(研究費の負担)

第13条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(懲戒等)

第14条 本規則に違背した者又は疾病その他やむを得ない事情により、成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(学則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則等の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和57年4月26日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成2年12月1日から施行し、平成元年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。